

高倉二丁目地区地区計画区域内における建築物等の建築制限

名称		高倉二丁目地区 地区計画	建築物等の整備計画	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法(以下「法」という。)別表第二(イ)項第1号で定めるもの(長屋住宅については二戸一まで) (2) 法別表第二(イ)項第2号で定めるもののうち一戸建兼用住宅(法施行令(以下「令」という。)第130条の3各号で定める用途に供する部分の床面積の規定を除く。) (3) 法別表第二(イ)項第4号で定めるもの (4) 法別表第二(イ)項第5号で定めるもの (5) 法別表第二(イ)項第8号で定めるもの (6) 法別表第二(イ)項第9号で定めるもの (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く)		
位置		大阪府寝屋川市高倉二丁目地内		区域の整備・開発及び保全の方針	建築物の敷地面積の最低限度	70㎡ 二戸一の長屋住宅を建築する場合は140㎡	
面積		約1.0ha			地区計画の目標	本地区は寝屋川市の東部の丘陵地帯にあり、JR 学研都市線(片町線)「寝屋川公園駅」南西約0.5kmに位置し、一戸建の住宅が集積する地区である。 地区計画の策定により、良好な住宅地としての環境が損なわれることのないように、敷地の規模、建築物の用途の制限により市街地形成を誘導し、住環境の保全を図ることを目的とする。	
土地利用の方針		一戸建専用住宅、一戸建兼用住宅及び二戸一の長屋住宅等、日常生活に調和した住宅地としての土地利用を図る。			地区施設の整備方針	既に地区内には、生活道路網が整備されており、これらの機能の維持、保全を図る。	
建築物の整備方針		現在の住宅地としての環境を保全するため、建築物の用途制限を定める。また、整備された宅地の細分化を防止するため建築物の敷地面積の最低限度を定める。					

平成 9 年 12 月 15 日
寝屋川市告示第 156 号
(名称変更)平成 19 年 12 月 7 日
寝屋川市告示第 175 号